

一般社団法人福岡県ラグビーフットボール協会
ロゴマーク（エンブレム）デザイン使用規定

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人福岡県ラグビーフットボール協会（以下「当協会」といいます。）が規定するロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）の使用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程に定めるロゴマークは、当協会が別途定めるものとする。

（権利帰属）

第3条 本規程に定めるロゴマークに関する一切の権利（著作権等）は、すべて当協会に帰属する。

（使用権利）

第4条 本規程に定めるロゴマークを使用できる者は当協会理事会が許可した者に限定する。

（使用目的）

第5条 ロゴマークは以下の場合に使用できるものとする。

1. 当協会が制作するカタログ、名刺等の印刷物や製作物に印刷する場合。
2. 当協会が制作するホームページへ掲示する場合。
3. 当協会の事業に関連した資料や製作物に印刷する場合。
4. 上記以外の目的で使用する場合は、個別に当協会理事会へ確認するものとする。

（禁止行為）

第6条 ロゴマーク使用にあたっては以下の行為を禁止する。

1. 第5条で定める使用目的以外での使用。
2. ロゴマークを変形、加工、改編しての使用。
3. 事実と反する当協会と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があることを示唆する方法での使用。
4. 当協会から承諾を得ていない承認・後援・推奨等を示唆するような方法での使用。
5. その他、当協会事務局において不適切と判断した使用。

(使用者の責任)

第7条 当協会は、ロゴマークを使用する者が本規程に違反していると認められた場合、許可を受けた者に対して、ロゴマークの使用停止、その他当協会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。また、当協会がこれに関して損害を被った場合は、許可を受けた者は補償するものとする。

(規程改定)

第8条 この規程は、当協会理事会の承認を得て改定することができる。

附則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。